

**「中央環境審議会動物愛護部会（第53回）
動物愛護管理基本指針見直しに係るヒアリング」提案事項**

令和元年11月25日
公益社団法人日本獣医師会

新たな「動物愛護管理基本指針」の検討に当たり、次の事項についてご検討いただきたく提案いたします。

第2 今後の施策展開の方向

2 施策別の取組

(1) 普及啓発・多様な主体との相互理解の醸成

○ 学校飼育動物の適正飼養

「生命尊重、友愛等の情操の涵養の観点から、特に子どもが心豊かに育つ上で、動物との触れ合いや家庭動物等の適正な飼養の経験が重要であることが指摘されており、適正な方法による機会の確保が求められている」と現行の基本指針に記載があるが、動物の適正な飼養においては、専門家である獣医師の関与が必要不可欠である。

このため、学校飼育動物について、地方自治体が積極的に獣医師会を中心とする支援組織の構築を検討し、子供に適正な動物の飼養経験の機会確保が図られるように推進すること。

(2) 適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の促進

○ 動物虐待の獣医師による通報義務

① 通報連絡の受理体制の整備

通報先の都道府県、その他関係機関として想定される警察等において、受理する窓口を整備すること。また、都道府県動物愛護管理行政、警察及び獣医師会等で情報共有する連携体制を構築すること。

② 臨床獣医師を対象とした動物虐待に関する研修会の開催及び教材の提供

環境省が自治体職員（獣医師）を対象に、動物虐待の科学的な評価に関する知識・技術の習得を目的として開催している「動物虐待等科学的評価研修会」について、今回、新たに通報義務を課すことになる臨床獣医師を対象とした研修会を開催すること。また、その教材を臨床獣医師に提供すること。

(4) 所有明示（個体識別）の推進

① 登録証明書の電磁的発行を可能とすること

登録後に登録証明書を発行するに当たり、現状の犬及び猫の流通事情を考慮する

と、書類の郵送等での発行では時間がかかりすぎてしまう。登録証明書の発行において、即時性を求めるなら電磁的手段が不可欠であるため、電子書面での発行を可能とすること。

② 標準事務処理期間を設定すること

登録の申請を行う犬猫販売業者等への事務処理に係る期間への理解を深めると同時に、複数の指定登録機関がある場合の事務の平準化を図るため、登録証明書が発行されるまでに必要な期間について標準事務処理期間を設定すること。

③ 指定登録機関の要件を規定すること

○ 平成18年環境省告示第23号に規定されている次の事項を要件とすること。

- ・ 公的な性格を有する団体等（公益社団法人等）であること。
- ・ 登録関係事務処理体制が全国規模で整備されていること。
- ・ 所有情報の検索が全国規模で効率的かつ迅速に行われること（365日、24時間検索可能）。

○ 上記のほか、次の事項についての要件を検討すること。

- ・ 同一の個体について、新規登録、登録事項の変更届出、変更登録等、一連の登録関係事務が常時かつ全て実施可能であること（一部のみの実施は不可）。
- ・ 犬猫繁殖業者、ペットショップ、動物愛護団体、一般所有者等全てからの登録申請等に対して、全国的かつ常時対応可能であること（一部の業者間のみの対応は不可）。
- ・ 犬猫繁殖業者、ペットショップ、動物愛護団体、一般所有者等全てからの照会・相談等に対して、全国的かつ常時対応可能な体制が構築されていること。
- ・ 犬又は猫の単独ではなく、犬猫両者の登録事務が実施可能であり、将来的には犬猫以外の家庭動物等の登録事務も実施可能であること。
- ・ 告示に基づき、家庭動物等及び展示動物に対する標識器具等に記号により付された所有情報を管理し、情報提供を行う実績を有する者であること。
- ・ 登録の迅速性や正確性、安全性を保つため、指定登録機関については、検索システムのWEB仕様や、サーバーの容量及び構成、セキュリティ仕様、防災対策等が整備されていること。

④ 環境省が指定登録機関同士の連携を推進すること

複数の登録機関が指定されるのであれば、セキュリティなどの面においても高度な情報共有システムを設計するなど、その連携については環境省が主導すること。

⑤ 動物病院によるデータベースの検索を可能とすること

飼育者の情報は、現在は地方自治体の動物愛護管理センターや保健所、警察だけでなく、IDを取得した動物病院にも提供している。動物病院はマイクロチップの装

着・登録、迷子検索等に重要な役割を担っているため、一定の守秘義務と安全管理手続を課した上で、動物病院に対して犬猫の所有者情報を提供できることとする。

⑥ 犬及び猫の所有権等の整理

現状の登録においては、登録されている者に登録の権利があり、変更を行う権利も有しているが、法改正により新しく飼育する者が変更登録を行うことが義務付けられる。既に登録されている者が登録の権利を主張した場合の対応方法について検討すること。また、紛争解決機関の設置についても考慮すること。

⑦ 既存の登録者の取扱いについて

現在登録されている者及び犬猫について、改正法施行時において同法に基づく登録として円滑に移行できるよう措置すること。

⑧ 狂犬病予防法の特例をすべての飼い主が享受できること

改正法第39条の7における狂犬病予防法の特例を、全国の犬の所有者があまねく享受できるよう、基本的に全ての市町村が指定登録機関に対して登録情報を求める方向で調整すること。また、情報の通知については、市町村がデータベースにアクセスし、当該情報をダウンロードする方法を採用すること。

(5) 動物取扱業の適正化

- 第一種動物取扱業による適正飼養の促進のための遵守基準の設定に当たっては、関係業界の実態を考慮し、対応可能なものとなるように配慮すること。

(8) 災害対策

○ 被災地における円滑な支援・受援体制の再整備

環境省がこれまで「人とペットの災害対策ガイドライン」等で示してきた被災地における動物救護活動の関係組織間の協力体制は、被災地の地方自治体を中心に地方獣医師会や動物愛護団体等で組織する現地動物救護対策本部（以下「現地動物救護本部」という。）の傘下で、被災地内外からの支援も受け、被災動物救護活動等を実施する体制になっている。

公益認定法第5条により、公益社団法人は、任意団体である現地本部には公益目的の事業として人・物・金を含めた支援ができないため、内閣府公益認定等委員会の指導を踏まえ、公益社団法人日本獣医師会は、現地動物救護本部ではなく、会員である被災地の地方獣医師会に対して支援又は業務委託を行うこととしている。

また、一般財団法人ペット災害対策推進協会も解散予定であり、これまで環境省が示してきた被災地における動物救護活動等の支援・受援体制を見直し、再整備する必要があると考える。

その際、日本獣医師会等からの支援等を受けた地方獣医師会が地方自治体の傘下で行う被災動物救護活動等が円滑に実施できるよう、支援・受援体制の再整備を行うこと。